

平成24年(ワ)第1741号 不当利得返還請求事件

原告 A外5名

被告 甲株式会社

上 申 書

平成24年8月23日

札幌地方裁判所民事5部1係 御中

原告ら代理人弁護士	前	田	尚	一
同	高	田	知	憲
同	近	藤		岳

本件のうち原告Bについて、担当書記官から、原告Bの平成4年当時の金銭消費貸借契約書の有無について確認するようご連絡をいただいたので、当職らにおいて原告Bに確認するも、手元に現存しているかどうかを確認することも難しいとのことでした。

そこで、被告に、原告Bの契約書を提出するよう要請したところ、担当者から契約書を提出するには、3週間から1月を要するとの回答です。

以上の次第ですので、被告にも同契約書の提出を急ぐよう要請する予定ではありませんが、これを御庁に提出するには時間を要し、これを待つと、徒に時間が経過し、解決が長期化する事態となりかねないことを直視すると、まずは被告に訴状を送達され、その管轄に係る対応をみるのが相当であると思料するので上申する。

なお、原告Bを原告の一人として、本件よりも4日後の8月7日に札幌地方裁判所に提訴された不当利得返還請求事件(御庁平成24年(ワ)第1762号)が、9月25日に第1回口頭弁論期日が指定されていることも申し添える。

以上